

茅ヶ崎市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和4年1月5日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

福祉部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和3年12月27日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 福祉政策課

〈会計年度任用職員の報酬〉

会計年度任用職員の報酬について、計算誤りによる過払いが1件ありました。

(2) 保険年金課

〈会計年度任用職員の報酬及び費用弁償〉

会計年度任用職員の報酬及び費用弁償について、計算誤り等による過払いが4件、過少払いが2件ありました。

(3) 障がい福祉課

〈軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成〉

茅ヶ崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成要綱第4条第1項では、助成金の額を「1円未満の端数があるときは、その端数の額を切り上げた額」と規定していますが、端数を切り捨てて助成決定しているものが1件ありました。

〈障害支援区分認定調査業務委託〉

障害支援区分認定調査業務委託においては、契約書と異なる方法で支出していました。

(4) 高齢福祉介護課

〈公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター運営費補助金〉

茅ヶ崎市福祉部高齢福祉介護課所管に係る補助金交付要綱では、公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター運営費補助金の交付の時期が「補助金額のおおむね2分の1を交付決定通知後1月以内に交付し、残額を7月、10月及び翌年1月に交付する」と規定されていますが、1月に補助金が交付されていませんでした。

〈茅ヶ崎市第1号介護予防支援事業業務委託〉

茅ヶ崎市第1号介護予防支援事業業務委託は、1者による随意契約ですが、契約にあたり随意契約することについて決裁を取っていませんでした。